

13 計量法（平成4年法律第51号）に関する事務

区 分			手数料の額	
計量法第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査	非自動はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき1,400円
			ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき1,800円
			ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき2,300円
			ひょう量が1トン以下のもの	1個につき3,200円
			ひょう量が2トン以下のもの	1個につき3,800円
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		1個につき 250円
	上記以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき 500円	
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき 900円	
		ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき1,500円	
		ひょう量が1トン以下のもの	1個につき2,200円	
		ひょう量が2トン以下のもの	1個につき3,800円	
		分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		1個につき 10円
計量法第127条第3項の規定による適正計量管理事業所における計量管理の方法の検査			1事業所につき 7,700円	
非自動はかりに係る手数料は、当該非自動はかりの最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満の場合は、当該手数料の額の2倍に相当する額とする。				